

お客さま各位

少額残高預金口座の解約手続きにおける「届出印押印免除」の取扱い開始について

当金庫では、2021年10月1日（金）から、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高1万円未満の普通預金口座と貯蓄預金口座のご解約のお手続きにおいて、運転免許証等の本人確認書類のご提示により、届出印の押印が無くても手続きを可能とする取扱いを開始いたします。

記

| | |
|------------|--|
| 取扱開始日 | 2021年10月1日（金） |
| 対象となるお客さま | 個人のお客さま、個人事業主のお客さま |
| 対象となる預金口座 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金 （総合口座、決済用（無利息型）口座、通帳レス口座を含む） ・ 貯蓄預金 |
| 対象となる要件 | 預金残高が1万円未満 |
| お手続きに必要な事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人の来店 ・ 顔写真付き公的本人確認書類 （運転免許証、マイナンバーカード等） ・ 通帳（通帳レス口座の場合は「しんきん通帳」アプリの入ったスマートフォン） ・ キャッシュカード（カードをお持ちの場合） |

※預金者ご本人さまがお手続きされる場合に限りです。

※未成年者（18歳未満）名義の預金口座は親権者さまご来店のうち、親権者さまの顔写真付き公的本人確認書類、および預金者さまの健康保険証等の公的本人確認書類をご提示いただきます。

※まいどおおきに支店の口座、後見制度預金口座は対象外とさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、お取扱店までお問合せください。

以上

